

山形市小規模修繕契約登録制度 ～ 登録申請の手引き ～

お問合せ：山形市まちづくり政策部管理住宅課 工事契約係
電話 641-1212（内線 462・463）

小規模修繕契約登録制度とは

山形市競争入札参加資格者名簿に登録されていない市内事業者を対象に、市が発注する小規模な修繕の契約を希望する方をあらかじめ登録する制度です。

制度の対象となる契約は

対象となる小規模な修繕の契約とは、その内容が軽易で履行が容易であり、契約予定金額が50万円以下のものです。

小規模修繕の対象

区分	修繕の対象
建築関係	①ガラス、②建具、③その他（内装、たたみ、板金、鍵・錠、シャッター、屋根、その他建築物・工作物）の修繕
設備関係	④給水排水衛生設備（水道、下水、トイレ） ⑤電気設備（照明、コンセント） ⑥その他（機械器具、ガス設備、消防施設、放送機械、空調設備、電気通信機械設備、その他設備）の修繕
土木関係	⑦土木施設（車止め、公園設備、フェンス、その他土木施設）の修繕

登録できる方

市内に主たる事業所または住所を有し、次の要件をすべて満たす方です。

- 山形市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されていないこと
- 希望する業種の修繕を履行するために必要な資格・許可等を有すること
- 暴力団排除条項に該当しないこと
- その他、本市の契約の相手方として適当と認められる方

※ なお、契約を締結する能力を有しない方、または破産者で復権を得ていない方などは申請できません。

登録の有効期間

令和5年10月1日から令和7年9月30日までの2年間

※1 前の有効期間で登録している方も、有効期間が令和5年9月30日をもって満了となるため、再度、登録手続きが必要です。

※2 登録された方は山形市が発注する小規模修繕契約の際に業者選定の対象となりますが、業者選定や契約を約束するものではありません。

受付

提出方法：申請書類の提出は、**原則郵送**とします。

期 間：令和5年9月1日(金)から13日(水)【**必着**】

宛 先：〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市まちづくり政策部管理住宅課 工事契約係

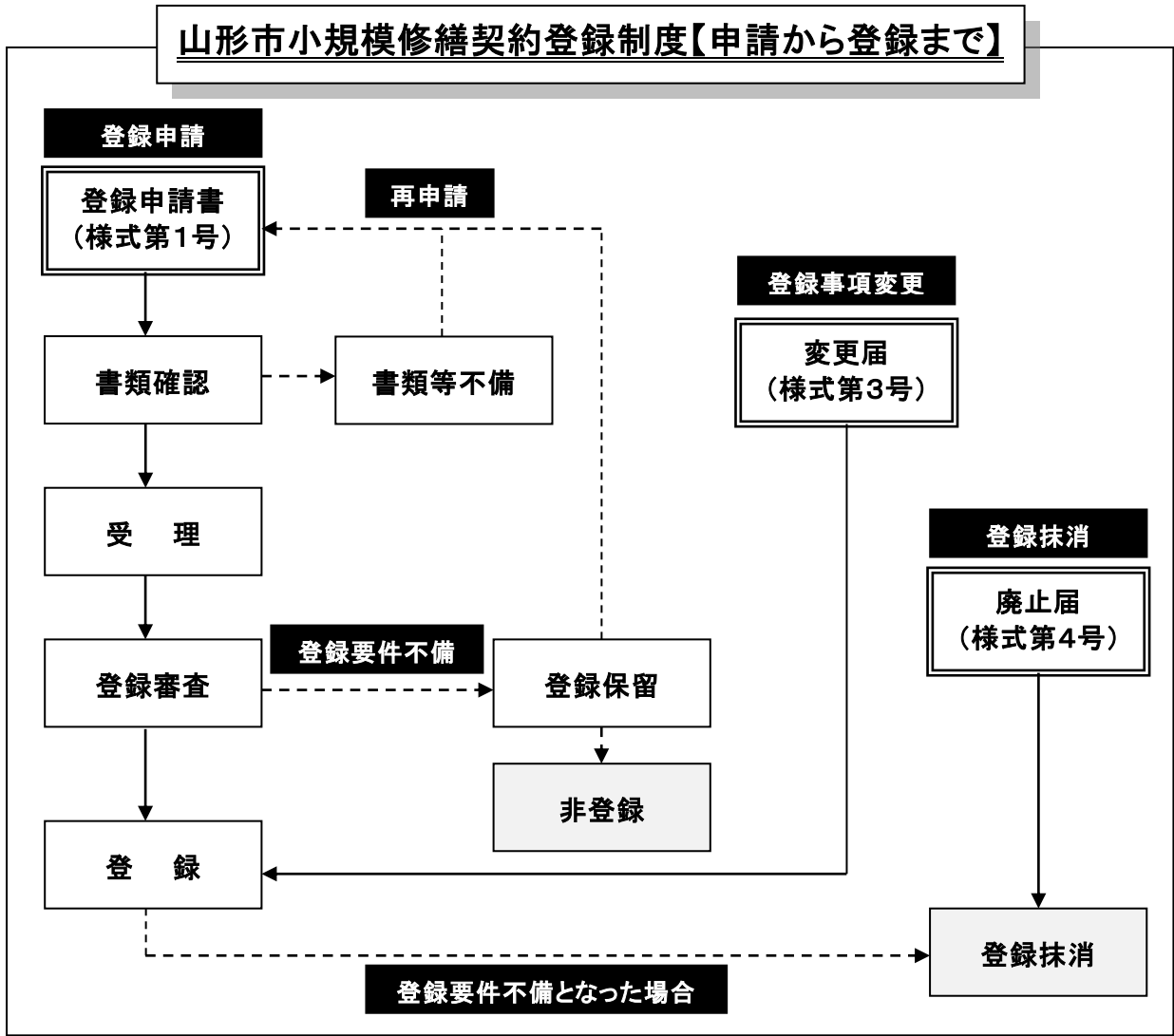
※ 受付期間を過ぎた後も令和5年10月1日以降随時受付しますが、有効期間は登録時から令和7年9月30日までです。

提出書類

登録を希望する方は、次の書類を提出してください。申請書は、市役所ホームページからダウンロードしていただくか、まちづくり政策部管理住宅課（市役所9階）窓口
に備え付けのものをお使い下さい。

提出書類		内 容
1	登録申請様式一式	○受付票・受理票
		○山形市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）
		○暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
2	印鑑証明書 （原本）	○申請書提出日の直前3ヵ月以内に発行されたもの ※登録申請書(様式第1号)の申請印(実印)に対応するもの
3	納税証明書 （写しでも可）	◆ 個人事業主の場合 ○申請書提出日の直前3ヵ月以内に発行された、 申請時年度を除く直近2ヵ年度分の 市民税、固定資産税、国民健康保険税(課税税目に限る)の 完納が確認できるもの *申請・発行…税証明窓口(市役所2階23番)
		◆ 法人の場合 ○申請書提出日の直前3ヵ月以内に発行された、 申請時年度を除く直近2ヵ年度分の 法人市民税、固定資産税(課税税目に限る)の 完納が確認できるもの *申請・発行…税証明窓口(市役所2階23番)
4	資格・免許等の 写し	○希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し ※ 設備関係の登録を希望し、 <u>山形市水道指定給水装置工事事業者</u> 、 <u>山形市指定下水道工事店</u> 、 <u>電気工事士</u> の資格等を有する場合は、必ずその写しを添付してください。
5	返信用封筒	○ 受理票返信用封筒 ※ 宛先明記のうえ84円切手を貼付してください。
申請内容の確認のため、別途書類の提出をお願いすることがあります。		

山形市小規模修繕契約登録制度【申請から登録まで】



小規模修繕契約【発注から支払いまで】

